

令和7・8年度一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成17年一関市告示第42号）第4に規定する、一関市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格審査申請（以下「入札参加資格審査申請」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（参加資格）

第2 入札参加資格審査申請を行うために必要な資格は、岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き（以下「申請の手引き」という。）の参加資格要件の共通各号及び建設コンサル各号のいずれにも該当するものをいう。

（申請方法）

第3 入札参加資格審査申請をしようとする者は、申請の手引きに基づき、岩手県南広域競争入札参加資格申請受付システム（以下「受付システム」という。）を用いて必要な書類を添えて申請を行うものとする。

（申請の受付期間）

第4 第3に規定する申請の受付期間は、令和6年11月1日から同年11月29日までとする。

（申請書類の提出先）

第5 申請書類の提出先は、第3で示した受付システムによるデータでの提出とする。

（測量・建設コンサルタント等業者の所在地区分及び営業所要件）

第6 建設業者登録台帳掲載者（以下「資格者」という。）のうち、本社又は営業所の所在地区分は、次のとおりとする。

ア I種 一関市内に本社を有する者

イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）

（ア） 一関市民及び平泉町民の常勤雇用者を3名以上有すること。

（イ） 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること

エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

2 一関市内の営業所要件は次のとおりとする。

ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。

イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。

ウ 独立した事務室を有すること。

エ 技術者（建設業法第7条に定める営業所専任技術者を含む。）が2人以上配置され、常駐していること。

オ 一関市へ法人等設立・設置届をしてから3年以上経過していること。

カ 一関市税の滞納がないこと。

（測量・建設コンサルタント等業者の格付）

第7 資格者のうち、格付する対象者は、一関市内に本社を有する者及び令和5・6年度に格付した市内に営業所を有する者のうち、営業所要件を満たす者とする。なお、Ⅲ種またはⅣ種に該当する者については、入札参加を希望する業種を2業種までとする。

2 前項に掲げる者のうち、建築関係建設コンサルタント業務の格付対象者は、一級建築士が在籍し、同業務を主業務としていることを要件とする。

（資格者の有効期間）

第8 資格者の有効期間は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとする。

（登録の変更）

第9 資格者は、申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届は受付システムによる入力を行い、提出するものとする。

3 前項の変更届のうち、受付システムによる入力を行えない者は、別途指定する届出様式により総務部総務課契約係へ提出するものとする。

（資格の喪失）

第10 資格者が第2の資格を失った場合は、入札参加資格を失うものとする。資格を失った後で、改めて市営建設関連業務（測量・建設コンサルタント等）の入札に参加を希望する場合は、資格を有した後に再度申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年9月25日から施行する。